

高田区地域協議会の第4期（4年間）の活動状況（令和6年2月19日現在）

1. 会議開催回数

委員の任期 令和2年4月29日～令和6年4月28日

年度	総会議数	内訳：種類別（協議・報告回数）[延べ]				
		自主的 審議事項	地域課題の 洗い出し	諮問事項	地域活動 支援事業	行政から の報告
令和2年度	13回	8	1	6	6	4
令和3年度	11回	0	3	2	8	5
令和4年度	13回	5	2	7	4	3
令和5年度	11回	3	0	0	1	1
合計	54回	16	6	15	19	13

※上記協議内容のほか、令和4年9月～令和5年12月の各回で「地域活性化の方向性」の作成に係る協議を15回実施 ※詳細は別紙1を参照

2. 自主的審議事項

自主的審議事項は地域の課題などを議題に、地域協議会が自主的に話し合う案件のことをいいます。話し合いの結果、地域で対応できないものは、市政運営の中で実現を求めため、市に意見書という形で伝えることもできます。

【自主的審議事項】・・・5件

- 稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について（令和2年10月19日決定）
- 高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について（令和2年10月19日決定）
- 高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて（令和2年12月21日決定）
- 高田区における大雪災害対応について（令和4年5月23日決定）

※詳細は別紙2を参照

3. 諮問事項

諮問事項は、区内の重要な公共施設の設置・廃止などについて、市から意見を求められたとき、「住民生活にどのような影響があるか」という観点で話し合う案件のことをいいます。話し合いの結果は、市長へ回答することになっています。

【諮問事項】・・・5件 ※詳細は別紙3を参照

- （仮称）旧今井染物屋の管理の在り方について（令和2年9月7日諮問）
- 旧師団長官舎の管理の在り方について（令和2年9月7日諮問）
- 本町ふれあい館の廃止について（令和4年1月11日諮問）
- 金谷地区公民館の移転について（令和4年4月15日諮問）
- 新市建設計画の変更について（令和4年8月9日諮問）

4. 地域活動支援事業の審査・採択

地域協議会は、課題解決に向け優先すべき事業等を協議して採択方針や審査方法を定め、提案された事業の審査・採択を行います。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	1,240万円	1,240万円	1,240万円
提案件数 （補助希望額）	17件 （1,016万円）	20件 （1,282万円）	24件 （1,214万円）
採択件数 （補助金額）	14件 （797万円）	13件 （722万円）	24件 （1,114万円）

【採択方針や審査方法に関する主な協議経過】

- 令和4年度の審議は市が行った。
- 令和5年度から「地域独自の予算」に制度移行したことにより廃止。

5. 意見交換会

自主的審議事項などの議論の参考にするため、地域の各種団体や様々な年代の方を対象に意見交換会を実施することができます。

【意見交換会】・・・7回

実施年月日		テーマ
令和2年度	10月28日	地域協議会だよりの全戸配布への変更について
令和3年度	2月14日	令和3年大雪災害に関わる意見交換会
令和4年度	7月30日	地域活動支援事業実施団体と高田区地域協議会との意見交換会
	11月28日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会
	2月20日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会
令和5年度	4月17日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会
	6月19日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会

※詳細は別紙4を参照

6. 地域協議会だよりの発行

地域協議会の活動状況を地域の皆さんに広く周知するため、地域協議会だよりを発行し、高田区内町内会で班回覧しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行回数	4回	4回	4回	4回

【令和5年度の主な掲載記事】

- 「地域活性化の方向性」の作成に向けた学習会の開催 [令和5年7月25日号]
- 「地域活性化の方向性」の作成に向けたグループワークの実施 [令和5年10月25日号]
- 地域協議会活動報告会の開催告知 [令和6年1月25日号]
- （予定）地域活性化の方向性の完成について [令和6年2月25日号]

高田区における「地域活性化の方向性」

《高田区の地域活性化に向けて》

豊かな自然・歴史・文化を受け継ぎ、
人と人がふれあい、安心安全の暮らしの
中で持続可能なまちづくりを目指します。

【構成要素】

- | |
|---|
| ① 高田開府 400 余年の歴史ある有形・無形の資源
(自然・雁木・町家・寺院群) を活かし、100 年先
を見据えた活動を推進。 |
| ② 人々の交流を深化させ、住民主体の活動を推進。 |
| ③ 医療、福祉施設の整備と子育て・高齢者の生活環境
の充実を推進。 |
| ④ 教育施設の充実、社会人の再教育や次世代を担う
人材育成、デジタル教育などの推進。 |
| ⑤ 自然災害(地震・風水害) などに対応した防災活動
の推進。 |
| ⑥ 除排雪など克雪対策の強化と雪と共に生きるまち
づくりの推進。 |

高田区における自主的審議事項

別紙 2

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
<p>(1) 稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について (令和2年10月19日決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 稲田橋上流の中洲周辺等に土砂が堆積している。 稲田橋付近の河川敷に土砂が堆積している。 土砂をそのままにしておく、大雨による被害が大きくなる懸念がある。 	<p>関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 8. 17 ・市関係課から説明を受ける。</p> <p>R2. 11. 26 ・現地視察を実施。</p> <p>R3. 2. 8 ・市へ要請書を提出。</p>	<p>(要請書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に大量の土砂が堆積しており、その土砂をそのままにしておく、水害による被害を大きくする危険性がある。 令和2年11月26日に実施した現地視察において、市の担当課から国に確認した情報として「今後、撤去する見通しである」との説明があったが、実施時期は未定とのことにつき、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、一層強力に要請する。 	<p>要請書の提出を受け、2月に担当課が高田河川国道事務所高田出張所に本要請書を持参し、河川敷の土砂の撤去を要請。</p>
<p>(2) 高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について (令和2年10月19日決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高田区では7.11水害で大規模な内水氾濫が発生している。 その後もたびたび内水氾濫が発生しており、昨年度の台風19号の際、また、今年度も豪雨により内水氾濫が発生した。 当市には内水ハザードマップがない。 	<p>高田区における内水ハザードマップの作成及び住民への周知について意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 8. 17 ・市関係課から説明を受ける。</p> <p>R2. 11. 26 ・現地視察を実施。</p> <p>R3. 2. 8 ・市へ意見書を提出。</p> <p>R3. 2. 17 ・市から回答。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知があったが、現在、市では検討中とのことであり、未作成である。 高田区においては、昨年度の台風19号、今年度の豪雨等により内水氾濫が発生していることから、住民の安全・安心な暮らしに資するため、内水ハザードマップを早期に作成・周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の有識者会議においてハザードマップの作成の促進に向け一部の解析を省略した簡易的な手法への見直しを進めているところである。 国の改訂内容と整合を図りながら、引き続き作成時期や対象範囲、記載内容等を検討していく。
<p>(3) 高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて (令和2年12月21日決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が地域活動支援事業の審査等を行うことについて、市の条例等に規定されていない。 地域活動支援事業の審査等は地域協議会の本来業務ではない。 	<p>地域活動支援事業の審査等は地域協議会の役割であるかどうか、提案事業の関係者である場合も含めて全委員が審査等を行うことなど審査のルールについて意見を取りまとめる。</p> <p>R2. 12. 21 ・市担当課から説明を受ける。</p> <p>R3. 2. 1 ・従来どおり審査等を行うこととし、審議を終了。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<裏面あり>

高田区における自主的審議事項

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
<p>(4) 高田区における大雪災害対応について（令和4年5月23日決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月の記録的な大雪により高田区を中心に9年ぶりとなる一斉屋根雪下ろしが行われた。 このような大雪は今後もあり得ると認識する。 	<p>高田区における大雪災害対応について、地域協議会としての意見を取りまとめる。</p> <p>R3. 10. 18 ・ 第二分科会の協議内容に決定。</p> <p>R3. 11. 15 ・ 市関係課から説明を受ける。</p> <p>R4. 2. 14 ・ 防災士、民生委員との意見交換会を実施。</p> <p>R4. 5. 23 ・ 自主的審議事項に決定。</p> <p>R4. 7. 1 ・ 市へ意見書を提出。</p> <p>R4. 7. 26 ・ 市から回答。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「大雪そのものが災害である」という共通認識の下、行政と市民が協働で大雪に対応するような施策を講じる。 すべての市民に災害緊急情報を伝達するよう町内会長宅のFAX、町内放送設備等の有効活用及び大雪災害対策チラシの全戸配布を検討する。 大雪時に狭あい道路で放置車両が生じ除雪を妨げることがないように通行止めの実施を検討する。 雁木が途切れた民地を含む通学路の除雪への支援を検討する。 一斉屋根雪下ろし時、道路通行止めの期間をできるだけ短縮し、排雪完了までの「町内会単位の実施予定表」を事前に関係町内会と関係住民に周知する。 備蓄物品の種類・保存量の目安の周知及び市の負担による町内会等の備蓄を検討する。 買い物弱者対策を検討する。 大雪時の行政、町内会、個人の任務分担を明確にし、備えるべきことを明示する。 町内会長、民生委員、防災士など大雪対策に係る関係者の連絡を密にする方策を講じる。 降雪前に町内会のブロックごとに住民説明会を開催し、市の大雪対策について説明する。 	<ol style="list-style-type: none"> 広報上越等により適宜市民に向けた啓発を行うとともに、「公助」の観点から町内会等に防災訓練の実施を働き掛けている。高田区においては、家屋連担地域という特性を踏まえ一斉屋根雪下ろしを市民と協働で実施している。 市で整備した防災ラジオ等により情報発信しており、情報収集の方法はR3年8月に全戸配布した洪水ハザードマップ等で周知している。町内会長宅のFAXの活用等については、各町内会で放送設備や組織体制が異なるため、町内会の判断で活用するものとする。一斉屋根雪下ろしの際等、関係市民に確実に知らせる必要がある場合は全戸配布をしているが、その他は今後も広報上越を基本としながら適宜適切な手法で情報発信する。 R3年度に除雪計画を見直し、優先的に除雪する路線を明記したため、住宅地の生活道路が一時的に通行不能となる場合がある。通行止めについては、誘導員の配置が伴うことから実施は困難であり、不要不急の外出を控えるよう市民に周知する。 雁木は個人所有であり市道敷ではないため、市による除雪の委託等は考えていない。 一斉屋根雪下ろしの方法について、早期交通開放等を目的に土曜日・日曜日に限らず、分散的・段階的な屋根雪下ろし・排雪作業の方法に見直したところである。関係者への周知については、関係町内会長を対象とした事前説明会を開催するとともに、日単位の雪下ろし・排雪作業示したチラシは実施路線が確定次第、速やかに関係住民に周知することとしている 防災ガイドブック等で周知済み。町内会等への配備は考えていない。 防災ガイドブック等で3日間は自力で生活できる備えを周知している。4日目以降は市の備蓄品等での対応を想定するが、まずは地域の共助で対応願いたい。 大雪への備えについて必要な対応をまとめ令和3年11月末に全町内会で回覧し周知したところである。「公助」の取組については除雪計画に基づき道路交通の確保を最優先とし、「自助」の取組は市民各自が対応すべきものとする。 上記①及び⑧回答のとおり。 毎年、地域自治区単位で町内会長を対象に道路除雪の体制の説明会を開催するとともに、住民に対しては大雪災害発生時の対応について班回覧している。町内会のブロック単位での住民説明会の開催は考えていない。

件名	市から意見を求められた 諮問内容（要旨）	諮問に対する地域協議会の回答		附帯意見等に対する市の回答（要旨）
		判断	附帯意見等	
(1) （仮称）旧今井染物屋の 管理の在り方について （R2. 9. 7 付諮問）	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで ・休館日 月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）、休日の翌日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで 	支障あり	<p>【支障ありの理由】</p> <p>市は当該施設について、高田小町周辺エリアの魅力向上を図り、街なかへの誘客と回遊を促し、賑わいの創出を図ることを事業目的としている。その視点から、周辺の施設（町家交流館高田小町、ミュージ雪小町など）が午前 9 時開館であることも踏まえ、例えば、朝市にきた地域住民や観光客からも立ち寄ってもらえるような開館時間にするなど、休館日も含め、状況に応じて柔軟な対応がとれるよう再検討願う。</p> <p>（令和 2 年 10 月 21 日付答申）</p>	<p>諮問のとおり（仮称）旧今井染物屋の管理の在り方について、令和 2 年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出する。</p> <p>附帯意見等について、次のとおり回答します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、市の文化財として保存するとともに、雪国高田の風土産業であるバテンレースを基軸とした常設工房を設置するなど、地域文化の継承・発信を行う拠点施設として運用していくこととしている。 ・当施設を単なる貸館・見学のための施設ではなく、こうした地域文化の継承・発信施設として効果的・効率的に運営していくという観点に加えて、現在の高田駅周辺地区における人の動きも勘案し、改めて諮問のとおり開館時間及び休館日が適当であると判断したところである。 ・このほか、これまでと同様に団体や学校等から開館時間外や休館日における見学、体験等の希望があった際は、状況に応じて対応する。 <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、開館後、市内のバテンレース事業者から協力をいただきながら実際のバテンレースの製作過程等を来館者に公開することを予定している。実際の運営に当たっては、当該事業者の人員体制にも配慮する必要があるとあり、実演展示を安定的に継続していくための現実的な対応を考慮したものである。 ・あわせて、高田駅周辺地区における午前中の人の動きの実態を改めて確認し、上記の判断に至ったところである。 <p>（令和 2 年 11 月 12 日付回答）</p>
(2) 旧師団長官舎の管理の在り方について （R2. 9. 7 付諮問）	<p>1 公開時間 午前 10 時から午後 5 時まで</p> <p>2 休館日 月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）、休日の翌日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>	支障なし	<p>【附帯意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利活用事業者がレストランを営業する中であっても、公開時間内に訪れた見学者（市民及び観光客）に対し、丁寧な案内・誘導がなされるようにしてください。 ・市が進める街なかへの誘客と回遊の促進、賑わいの創出を図る観点から、観桜会や観蓮会、本町商店街のイベントなど、状況に応じて公開時間や休館日を柔軟に対応するよう要望します。 <p>（令和 2 年 10 月 21 日付答申）</p>	<p>諮問のとおり旧師団長官舎の管理の在り方について、令和 2 年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出します。</p> <p>なお、附帯意見について、次のとおり回答します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開時間内における来館者への対応については、施設の利活用事業者の募集時における利活用の条件としておりますが、丁寧な案内・誘導がなされるよう、改めて当該事業者と具体的な協議を進めてまいります。 ・現在の高田駅周辺地区における人の動きを勘案し、諮問のとおり公開時間及び休館日より運営してまいりたいと考えておりますが、これまでと同様に団体や学校等から公開時間前や休館日における見学の希望があった際は、状況に応じて対応してまいります。 <p>（令和 2 年 11 月 12 日付回答）</p>

高田区における諮問事項

件名	市から意見を求められた 諮問内容（要旨）	諮問に対する地域協議会の回答		附帯意見等に対する市の回答（要旨）
		判断	附帯意見等	
(3) 本町ふれあい館の廃止について (R4. 1. 11 付諮問)	廃止予定日 R4 年 4 月 1 日	支障なし	当該施設の廃止後の作品展示場所について、市は福祉交流プラザを移転先としているが、出展者の意向や観覧する人の利便性を考慮し、雁木通りプラザでの展示も可能となるよう願う。 (R4. 1. 20 付答申)	諮問のとおり本町ふれあい館を廃止することとする。 附帯意見にあった雁木通りプラザでの展示は、現出展者の意向を確認し検討する。 (R4. 1. 28 付回答)
(4) 金谷地区公民館の移転について (R4. 4. 15 付諮問)	金谷地区公民館を金谷区内に移転する ・移転予定地：ヨーデル金谷南側市有地 ・移転予定時期：R7 年度	支障なし	・現利用者に対し最寄りの施設の利用を案内する等、配慮願う。 ・移転後は、地域の安全・安心に悪影響を及ぼさないように建物を適切に管理願う。 ・移転後の跡地利用については、地域住民の意見を踏まえて検討願う。 (R4. 6. 10 付答申)	諮問のとおり金谷地区公民館を金谷区内に移転することとする。 附帯意見にあった現施設の利用者への案内や移転後の施設管理等について適宜適切に対応する。 (R4. 6. 22 付回答)
(5) 新市建設計画の変更について (R4. 8. 9 付諮問)	・計画期間の変更 計画に登載した事業で令和 5 年度以降に合併特例債の活用が見込まれるものがあることから、合併特例債の発行期限に合わせ計画期間の終期を令和 4 年度から令和 11 年度まで 7 年間延長する。 ・統計データの更新（一部） 延長後の計画期間を含む、人口の将来見通しに関するデータを最新の数値に更新する。	支障なし	新市建設計画において見込まれている上越地域医療センター病院の改築について、現在の基本計画では R3 年度に基本設計を実施し、R7 年度に改築完成が予定されていた中、コロナ禍の影響等により事業が大幅に遅れている。現在地での早期の着工及び完成となるよう事業の促進を願う。 (R4. 10. 14 付答申)	諮問のとおり計画を変更する手続きを進めることとする。 附帯意見にあった上越地域医療センター病院の改築については、R2 年 3 月に「上越地域医療センター病院基本計画」を策定したところ、改築後の収支悪化が見込まれたことから、基本計画の次のステップである基本設計には着手せず、持続的・安定的な病院運営を見通すため、R2 年度以降、収支改善に向け各種の取組を鋭意推進してきた。現状は道半ばとの認識である。 また、上越地域医療構想調整会議における上越地域全体の今後の医療提供体制の議論についても、上越地域医療センター病院が担うべき役割と施設整備に大きく関わる、上越地域医療センター病院に受入れが求められる症例や患者数の議論に十分な進捗が見られず、その結果を収支シミュレーションに反映する段階に至っていない。 このような状況下にあることから、今後の具体的なスケジュールについては、収支改善の取組及び上越地域医療構想調整会議の議論の進捗を図ったうえで示したいと考えているが、設備の老朽化は著しく、改築を急ぐ必要があるとの認識に変わりはないため、現在地での改築に向けて可能な限り早期の基本設計着手を目指していく。 (R4. 11. 10 付回答)

地域協議会と地域の団体等との意見交換会の実施状況

年度	開催日	会議名	参加団体名	内容	委員参加人数(人)	地域の団体等参加人数(人)	実施の成果、その後の対応、委員・参加者の感想など	備考、今後の予定等
令和2年度	10月28日	高田地区町内会長協議会三役と地域協議会正副会長との意見交換会	高田地区町内会長協議会三役	<ul style="list-style-type: none"> 町内会長宛て事務文書の配布の見直しに関する協議に関する意見交換 「上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果報告書」に関する意見交換 	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 高田区の発展のため、相互の連携に向けて今後も話し合いを行うことを確認した。 高田区地域協議会だよりの班回覧から全戸配布への変更や両会の連携・協力について、地域協議会からお願いしたが、「地域協議会の必要性が住民に理解されていない中、市の関わりのもと、両会の話し合いを行うことが先ではないか」「市がH27年度の検証結果を踏まえ、高田区の発展のため、両会の信頼関係をつくりあげていく必要がある」旨の意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> この会については町内会側から市が仲介するよう要望があった。 当日は自治・地域振興課、南部まちづくりセンター、共生まちづくり課職員も出席。 今後も高田区の発展のため、相互の連携に向けて話し合いを行う。
令和3年度	2月14日	令和3年大雪災害に関わる意見交換会	上越市防災士会 3人、上越市民生委員児童委員協議会連合会 3人	<ul style="list-style-type: none"> 高田区地域協議会第2分科会では「高田区における災害（大雪、水害、地震）時の対応について」をテーマに話し合い、まず大雪災害時の対応のあり方について議論し、市担当課の説明を聞く等してきた。 今回、昨冬の大雪災害時に苦労をされた現場の方々の意見を聞き、今後の話し合いの参考とするため開催する。 	15	6	<ul style="list-style-type: none"> 昨冬の大雪災害時の地域における対応等について、防災士及び民生委員に話を伺うとともに、高田区地域協議会第2分科会でまとめた協議要旨への意見をいただいた。 第2分科会や地域協議会における協議に向けて参考となった。 	
令和4年度	7月30日	地域活動支援事業実施団体と高田区地域協議会との意見交換会	青田川を愛する会、南三世代交流プラザ運営協議会、高田区北部振興会、越後高田・雁木ねっとわーく、NPO法人高田誓女の文化を保存・発信する会、NPO法人街なか映画館再生委員会、お馬出しプロジェクト、特定非営利活動法人街なみFocus各1人	元気事業等に関する協議の一環として、地域活動支援事業実施団体から地域活動による高田区の活性化の状況や課題についての意見を聞き、意見を交換する。	14	8	<ul style="list-style-type: none"> 大半の団体から「地域活動支援事業を継続してほしい」旨の意見があった。 参加団体から「後継者を育てるための人材育成に対する支援が必要」「市の元気事業の仕組みが我々に知らせていない。何をどうするのか分からない」等の意見があったほか、忌憚のない意見をいただき、今後の協議の参考とすることができた。 	「地域活性化の方向性」の検討材料のひとつとする。
	11月28日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会	高田区在住の市議会議員 7人（高田区の課題、活性化についての要旨を作成いただき、11月28日に出席いただいたのは5人）	「地域活性化の方向性」の作成にあたり地域の方の声をお聞きする一環として、高田区在住の市議会議員から高田区の課題や活性化についての意見を伺う。	16	5	「キーワードは“地域の持続性を高めること”」「地域活動や地域でのつながりによる“社会的活性化”の視点」「具体的提案として高田城枳形門の復元」等、様々な意見をいただき参考となった。	「地域活性化の方向性」の作成に向けた学習会はテーマ別に全4回を予定。「地域活性化の方向性」の検討材料のひとつとする。
	2月20日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会	高田区担当の民生委員 3人、地域包括支援センター 2機関から3人	「地域活性化の方向性」の作成にあたり地域の方の声をお聞きする一環として、高田区担当の民生委員、地域包括支援センターから高田区の課題や活性化についての意見を伺う。	15	6	各々の立場から少子高齢化、空き家の増加、地域活動の減少等に係る様々な意見をいただき参考となった。	「地域活性化の方向性」の検討材料のひとつとする。

年度	開催日	会議名	参加団体名	内容	委員参加人数(人)	地域の団体等参加人数(人)	実施の成果、その後の対応、委員・参加者の感想など	備考、今後の予定等
令和5年度	4月17日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会	商店街事業者4人	「地域活性化の方向性」の作成にあたり地域の方の声をお聞きする一環として、高田区の商店街事業者から高田区の課題や活性化についての意見を伺う。	16	4	商店街で事業を営む4人各々の立場から高田区の課題、課題を踏まえた取組、今後の展望について意見をいただき参考となった。	「地域活性化の方向性」の検討材料のひとつとする。
	6月19日	「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区地域協議会学習会	子育て関連団体 1人、若者世代関連団体 1人	「地域活性化の方向性」の作成にあたり地域の方の声をお聞きする一環として、子育て関連団体、若者関連団体から高田区の課題や活性化についての意見を伺う。	17	2	各々の立場から高田区の課題、課題を踏まえた取組、今後の展望について意見をいただき参考となった。	「地域活性化の方向性」の検討材料のひとつとする。